

国内旅行ご旅行条件書

この旅行条件書は、お申込みいただく前に必ずお読み下さい。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、スバル興産㈱（渋谷区恵比寿 1-20-8 観光庁長官登録旅行業第 1553 号。以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、出発前にお渡しする確定書面（以下「最終日程表」という）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（当社ホームページに掲載）によります。

2. 旅行のお申し込み及び契約成立時期

- （1） 所定の申込書に所定の事項を記入し、費用総額または下記お申込金をお振込み頂きお申込下さい。お申込金は「旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部として取扱います。
- （2） 電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段によるお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した書面到着から起算して指定した期日までに申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内にお申込書とお申込金を提出されない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱う場合がございます。
- （3） 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。
- （4） お申込金（おひとり）旅行代金全額
- （5） 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。尚、18歳未満の方が単独でご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日前の当社が指定する期日までに お支払いください。

4. 旅行代金に含まれるもの

- （1） 旅行日程に明示した宿泊費用（諸税、サービス料込み）
 - （2） 旅行日程に明示した食事料金（諸税、サービス料込み）
 - （3） 旅行日程に明示した貸切バス代金
 - （4） 旅行日程に明示した観戦チケット代金
 - （5） その他団体旅行に必要な心付けなど
 - （6） 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費
- * 上記費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

5. 旅行代金に含まれないもの

- （1） 集合場所までの交通費やコースに含まれない交通費等の費用
- （2） 個人的な性質の料金（酒類等飲料代、クリーニング代など）
- （3） その他、日程表に明示されていないもの

6. 最少催行人員

お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目より前までに旅行を中止する旨を通知します。その場合、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

7. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で契約を解除される場合は、次の金額を取消料として申し受けます。なお、複数人数のお申込みで、1室当たりの旅行代金が増える場合は、ご参加のお客様から1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれ申し受けます。無料

	取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21日前まで（日帰り旅行は11日前まで）	無料
	1）20日目にあたる日から8日前（日帰り旅行は10日～8日前）までの解除	旅行代金の20%
	2）7日目にあたる日から2日前までの解除	旅行代金の30%
	3）旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	4）当日の解除（旅行開始前）	旅行代金の50%
	5）旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

8. 旅程保証

当社は契約書面および確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

- (1) 旅行開始日または旅行終了日
- (2) 入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地
- (3) 運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更
- (4) 運送機関の種類または会社名
- (5) 本邦内の出発空港または帰着空港の異なる便への変更
- (6) 宿泊機関の種類または名称
- (7) 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件
- (8) 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ. 戦乱

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止

カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保の為に必要な措置、契約書面確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

②当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替えこれと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9. 特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、予め当社約款特別補償規程に定める金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

10. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込の際に申込書にご記入いただいたお客様の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）について、お客様との間の連絡、お申込みいただいたご旅行における運送・宿泊機関等の提供するサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

11. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

- * 交通渋滞などの事情によりコースの一部を変更しなければならない場合がございます。予めご了承下さい。出発日、天候その他の事情によりコース、宿泊施設など、変更となる場合がございます。
- * 尚、上記に記載に無い事項については、弊社旅行業約款によります。

旅行企画・実施

スバル興産株式会社（スバルトラベル）

観光庁長官登録旅行業第1553号 日本旅行業協会正会員
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-20-8 エビススバルビル5F

電話：03-6447-8911 FAX：03-6447-8923

総合旅行業務取扱管理者：亀岡 保夫